



ドイツの協同組合と ユネスコ無形文化遺産

関 英昭

(1) 昨年(2016年11月30日)、ドイツの「協同組合の理念とその実践」がユネスコの無形文化遺産に登録されました。このニュースは、年末になってようやく我が国にも伝わってきました。当初、我が国の協同組合関係者の間では「どうして?」という感想で受け止められた人が多かったようです。「なぜ協同組合が無形文化遺産に登録されたの?」という疑問でしょう。ニュースが何の前触れもなく突然やってきたこと、また「協同組合に登録された」と理解したことが、「?」となった理由だと思われます。しかし、この素晴らしい情報に接した時、私は「してやったり!」と思った次第です。

(2) 我が国の「産業組合法」制定に大きな影響を与えたドイツの協同組合法は、1889年に制定されて以来、根本的な変更を受けることなく、長い間協同組合の統一法として運用されてきました。その第一条は、協同組合の種類を「組合員の産業または経済を助成する目的」をもった信用、購買・販売、消費者、住宅、中小企業の経済事業に限定していました。法制度の違いはありますが、わが国の現在の状況と似ています。しかし2003年に成立し、06年から施行された「EU協同組合法」の影響を受けて、EU加盟国は自国の法律をEU法にハーモナイズする形でそれぞれ改正してきました。ドイツ法も同様です。そこで第一条の限定列挙をやめ、「構成員の産業、経済または社会的・文化的要請を助成」するものである限り、様々な協同組合の設立が可能となるように改正されました。従来表現に、「社会的・文化的」という文言が追加されたお

かげで、経済事業だけでなく、非経済的な活動も可能となったわけです。これが大きく影響しました。しかも、3名以上のメンバーが集まれば、許認可なしで設立可能です(準則主義)。06年以降、従来の協同組合に加えて、多くの様々な種類の協同組合が設立されました。例えば、これまでなかったエネルギー協同組合が2015年度までに854組合も設立され、また消費/サービス事業分野では332組合が新たに登記されています。ドイツの協同組合には、今回の無形文化遺産登録を推薦したライフアイゼン系(農協系)とシュルツェ・デーリッチ系(商業・工業系)の二つの大きなグループがあり、これらの系列内でもエネルギーやサービス事業の協同組合が多く設立されています。

(3) 国連のユネスコ総会は、1972年に「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」を採択(1975年発効)しました。日本が参加したのは20年後の1992年です。この条約は「自然遺産」と「文化遺産」の二種類の文化を保護しようというものです。その後、目に見えない「無形の文化」にも関心が広がり、2003年に「無形文化遺産の保護に関する条約」が採択(2006年発効)されました。日本はこれには早く反応し、2004年に加盟しています。面白いことに、ドイツは日本とは全く逆で、前者に対しては日本よりも早く1976年(旧東ドイツは1988年)に加盟しましたが、後者にはやや遅れて2013年になってようやく加盟しました。加盟するのが早かったり遅くなったりしたのは、日本にもドイツにも何らかの事情と理由があったのでしょうか。

(4) **自然遺産・文化遺産**については、日本もドイツも、既にたくさんの有名な登録事例があります。無形文化遺産については、日本では2008年に能楽・人形浄瑠璃等が登録されて以来、既に20近い無形文化遺産が「代表一覧表」に記載されています。昨年、「高山祭の屋台行事」や「秩父祭の屋台行事と神楽」等の「山・鉦・屋台行事」が登録されました。ドイツは条約批准が遅かったこともあり、今回の「協同組合の理念と実践」が初めての登録となったのです。ドイツにも無形文化に相応しい行事等はたくさんありますが、最初に「協同組合の理念と実践」が推薦されたのは何故でしょうか。その理由は、ドイツが無形文化遺産条約に遅れて加盟したことや過去の歴史とも関係がありそうです。前記二つの団体が推薦したことが大きく作用したとも考えられます。ドイツユネスコ委員会はその理由を述べることなく、その後も無形文化遺産の候補を次々とリストアップし、追加登録の準備をしています。ところで注意を要するのは、今回登録されたのは「協同組合」そのものではなく「協同組合の理念と実践」である点です。このことは、「高山祭」や「秩父祭」そのものが登録されたのではなく、お祭りで行われる「山・鉦・屋台行事」が「地域の特色ある伝統文化の反映」である、と評価されたことと同じです。

(5) 「**協同組合の理念と実践**」が評価されたことは、間接的に「協同組合」が評価されたことにもなります。そのことから即「協同組合」が登録されたと思いがちです。ここに、「どうして？」が出てきた理由がありそうです。協同組合の自助、自主管理、責任、任意組織といった理念は、ICA声明の「定義」、「価値」、「原則」と同じです。この「協同組合の理念」が一般社会で実践されていることが「無形文化遺産条約

第2条で規定する要件」に合致すると評価されたわけです。ドイツユネスコ委員会が登録申請時に挙げている紹介事例では、「バイオ耕地面積の保護と拡大」を目的として設立された「バイオ土壤協同組合」(2015年)、原発に頼らない「再生可能エネルギー協同組合を連携させる」ための「市民発電協同組合」(2013年)、農業をやめる農家から農地の全部又は一部を取得しそれを若い新規農業者に長期間で貸し出し、農業者が土地に根差したエコロジカルな耕作をし、多くの生産品目を作るという農業経営の維持と強化を実践している「環境に優しい農産物のための消費者連帯協同組合」(2005年)等々が例示されています。生態系の多様性を促進しようとする若い農業者の支援、エコロジカルな農産物を商品化することで生産者を支援する市民、大電力会社の影響を全く受けることなく現地の電力設備から市民に電力を供給する住民活動は、全て地域住民による地域社会に密着した活動です。

(6) **協同組合団体トップによるコメント**は、「一緒に行動すれば、より多くのものを手にすることができる。」「世界の各地で見られる貧困との闘いや、国連の持続可能な開発目標の達成に対しても協同組合は重要な貢献をなしている。」「無形文化遺産は、世界のあらゆる地域で見られる様々な生き生きした文化的な表現形式を具体的に示した人間の創造性の証明でもある。」等々、概ね喜びと誇りをもって受け入れられています。余り認知されていませんが、日本の協同組合は、再生可能エネルギー、医療、福祉の分野で、既に地域社会に根差した素晴らしい活動を行っています。今後は「いのちとくらし」を守る協同組合として、協同組合間協働を通じた運動を進めて欲しいものです。

(青山学院大学 名誉教授)